

求人者マイページを 利用してみませんか？

求人者マイページでできること

○求人申込みや求人内容の変更

・好きな時間に求人手続きができます。また、マイページで提出した求人を転用し提出することも可能です。

○応募者管理

・紹介状の確認や採否結果を登録することができます。
・求人無効後、3ヶ月後の月末まで選考結果の登録ができます。

○ハローワークに登録している求職者情報

・求人者に公開を希望している方々の経歴、専門知識、資格や希望条件など求職者情報を検索できます。
(氏名、連絡先等の個人情報を除く。)

○オンラインハローワーク紹介

・求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を行います。
・求職者とのやりとりを求人者マイページで完結でき業務が効率化。(マイページ上で応募書類を受取可能)

○オンライン自主応募

・直接応募となるため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする**助成金の対象にならない**のでご注意ください。
※**直接応募についてのトラブル等は当事者同士で対応をお願いいたします。**

○直接リクエスト

・求人者マイページから求職情報検索を行い、応募して欲しい求職者のマイページに、メッセージと応募を検討して欲しい求人の情報を直接送付することができます。

※「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人がある場合に行えます。

求人者マイページ登録の流れ

- 1 別紙「求人者マイページ開設用のアカウント(メールアドレス)登録」を提出。
(FAX・郵送・窓口持参)※ハローワークにてメールアドレス登録後、
ハローワークから担当者様へ電話にて連絡いたします。
- 2 ハローワークインターネットサービスにアクセス
URL : <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>
- 3 **求人者マイページ開設(パスワード登録)** をクリック
※登録を完了する前に、パスワード登録画面を閉じないでください
- 4 「プライバシーポリシー」「利用規約」 **次へ進む** をクリック
- 5 登録したメールアドレスの入力 **次へ進む** をクリック
(メールアドレス宛に「認証キー」が届きます)
- 6 「新しいパスワード」「新しいパスワード(確認用)」「認証キー」を入力 **完了** をクリック
- 7 パスワード登録完了画面
ログイン画面へ進む をクリックし完了

※派遣・請負求人等一部の求人に関しては、追加の資料の提出を求める場合があります。
※新規学卒者向け求人は提出時期等、別途求人提出や採用活動に関するルールがあります。

操作方法がご不明の際: 専用ヘルプデスク 0570-077450
ハローワーク白山

求人者マイページ開設用のアカウント（メールアドレス）登録

- 求人者マイページのご利用は、ログインアカウントとして事業所のメールアドレスが必要になります。ログインアカウントとして使用するメールアドレスおよびパスワードは利用者の責任において管理し、第三者に開示、貸与および譲渡しないでください。
- アカウント登録のみでは求人者マイページはご利用できません。必ず、ハローワークインターネットサービスにアクセスのうえ、パスワード登録等の手続きをお願いします。手続きの際は、次の点にご注意ください。
 - ・メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録の前に、以下のアドレスからの受信許可をしてください。マイページを作成した求人票などは、登録したメールアドレス宛てに別途メール送信します。
<送信アドレス：system@mail.hellowork.mhlw.go.jp>
 - ・パスワードの登録時には必ず「プライバシーポリシー」及び「利用規約」を確認してください。
※求人者マイページ利用者は、求人者マイページの開設時点で「プライバシーポリシー」及び「利用規約」の内容にすべて承諾・同意いただく必要があります。
- マイページを通して行われた求人申込等については、ハローワークにて内容の確認を行ったうえで受理・公開します。申込み内容に不備があると判断した場合は、ハローワークから確認の連絡、必要な修正等を行うことがあります。
- ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った利用者及び利用規約に定める事項に違反した利用者に対しては求人者マイページの利用を不可とする場合があります。

上記に同意のうえ、ログインアカウントとして利用するメールアドレスを次のとおり登録します。

令和 年 月 日

事業所名

事業所番号

記入者名

登録メールアドレス

※大文字・小文字の違いや、-と_などの間違いやすい記載にご注意ください。

入力者チェック 照合者チェック

ハローワーク確認欄

◆社会保険労務士による事務代理申込みの場合は下記にご記入ください。

※上記のメールアドレスは事業所の『親ID』です。

社会保険労務士が事業所に代わりハローワークインターネットサービスにて求人を申し込む場合は事業所より『追加アカウント（子ID）の貸与を受けてください。

事務代理者の名称及び氏名

事務代理者の電話番号